

板橋区公式ホームページ基本方針

(平成 20 年 2 月 19 日政策経営部長決定)

1. 目的

板橋区が運営する公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）は、区政情報の積極的かつ迅速な提供や区政に対する意見等を収集することで、「情報公開・行政評価・区民参加」の区政経営理念を推進し、区民サービスの一層の向上を図るために開設するものである。このため、高齢者や障がい者を含む誰もが支障なくアクセスすることができ、かつ利用できるホームページをめざし、ホームページ基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2. 規格の尊重

区ホームページは、高齢者や障がい者を含む誰もが利用できるものとするための基準である、日本産業規格（J I S）を尊重し、規格の示す要件に従ったできる限りの対応を行うことで、利用しやすさの維持・向上をめざす。

3. 利用者への配慮

利用者の使用環境等に関わらず、区ホームページから情報が得られ、サービスを利用できるように努める。

特に、障がい者及び高齢者が、身体的な制約等により、入手できる情報に差が生じないように、できる限り配慮する。

4. ウェブアクセシビリティ方針の制定

高齢者や障がい者を含む誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できることをさす「ウェブアクセシビリティ」に配慮した区ホームページを作成・運用するための具体的方向性として、「板橋区ウェブアクセシビリティ方針」を別に定める。

5. 運用ルール の制定

ウェブアクセシビリティ方針に基づく区ホームページの作成・運用にかかる統一基準として、「板橋区アクセシビリティガイドライン」を別に定める。

6. 修正対応

基本方針を適用する時点で対応できていない部分がある場合、適宜対応を行うこととする。

また、システム修正や委託業者等による対応が必要な場合、再構築等の機会を捉え、

対応を行うこととする。

7. 付則

この基本方針は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この基本方針の一部改正は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。